

江東区自殺対策計画（第2次）

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す～

（素案）

令和6（2024）年10月

江東区

目次

第1章	計画策定にあたって.....	1
第1節	計画策定の背景.....	1
第2節	計画の位置付け.....	1
第3節	計画の期間.....	1
第4節	計画の策定体制.....	2
第2章	自殺の現状と課題.....	3
第1節	自殺対策に関する国・東京都の動向.....	3
第2節	本区の自殺を取り巻く現状.....	5
第3章	計画の基本的な考え方.....	18
第1節	計画の基本理念.....	18
第2節	計画の基本施策.....	21
第3節	施策の体系.....	22
第4節	目標指標.....	23
第4章	施策の展開.....	25
基本施策1	子ども・女性への支援の充実.....	25
基本施策2	地域におけるネットワークの強化.....	31
基本施策3	自殺対策を支える人材・取組の育成・支援.....	33
基本施策4	区民への相談支援と周知・啓発.....	36
基本施策5	生きることへの支援.....	46
第5章	計画の推進に向けて.....	51
第1節	推進体制.....	51
第2節	進行管理.....	51
資料編		52

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

わが国の自殺者数は令和元年まで減少傾向で推移していましたが、令和2年以降は3年連続で増加しています。自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数は毎年2万人を超えて推移しており、社会的な問題となっています。

国では、平成29年に行われた「自殺総合対策大綱」の見直しから5年が経過し、令和4年10月に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加えて「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などが追加されました。東京都においても令和5年3月に「東京都自殺総合対策計画（第二次）」が策定されました。

本区においても、令和2年3月に「江東区自殺対策計画」を策定して全庁的な視野で自殺対策の総合的な推進を図ってきました。引き続き、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、区全体で自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、「江東区自殺対策計画（第2次）」を策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として策定します。また、区の最上位計画である「江東区長期計画」を基軸としつつ、区の関連諸計画との整合を図りながら策定します。

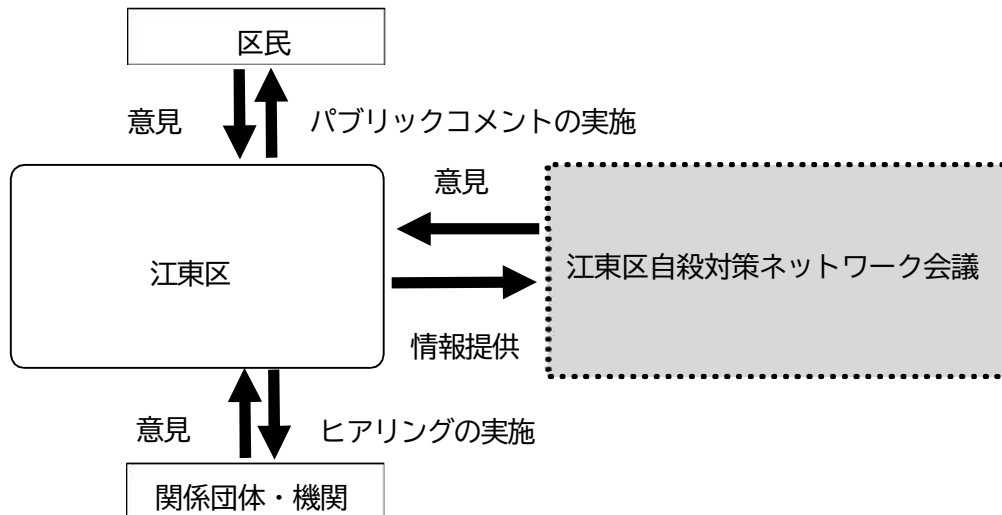
第3節 計画の期間

本計画は、令和7年度からの5か年を計画期間とします。また、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

第4節 計画の策定体制

本計画は、有識者、関係団体、関係機関などで構成される「江東区自殺対策ネットワーク会議」における審議および全庁的な検討等を経て策定しました。

また、策定に当たっては、教育関係者、福祉関係者へのヒアリング調査や、パブリックコメントの実施等を通じ、区民をはじめとするさまざまな視点からの意見反映に努めました。



第2章 自殺の現状と課題

第1節 自殺対策に関する国・東京都の動向

(1) 国の動向

- ・平成18年に、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的として、日本で自殺対策に関する初めての法律である自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が公布・施行されました。
- ・平成19年には、基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）が策定されました。
- ・大綱の策定後、平成24年に初めて全体的な見直しが行われ、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました（第2次大綱）。
- ・基本法の施行から10年の節目にあたる平成28年には、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、基本法が改正・施行されました。
- ・大綱については、政府が推進すべき自殺対策の指針としての性格に鑑み、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、概ね5年を目途に見直しを行うこととされており、平成29年には、基本法の改正や国の自殺の実態を踏まえ、大綱の抜本的な見直しが行われました（第3次大綱）。
- ・そして、平成29年に行われた大綱の見直しから5年が経過した令和4年10月には、新たな大綱が閣議決定されました（第4次大綱）。

(2) 都の動向

- ・平成19年1月に、庁内の関係局の緊密な連携の下、自殺対策に資する取組を積極的に展開し、自殺のない健康で生きがいを持って暮らすことのできる都民生活の実現を目指すことを目的に、自殺対策推進庁内連絡会議を設置しました。
- ・平成19年7月に、保健、医療、福祉、教育、労働などの多様な分野の参加により、行政・民間等が幅広く連携して自殺対策に取り組むため、『自殺総合対策東京会議』を設置しました。
- ・平成21年3月に、関係機関・団体の連携・協力を強化し、それぞれの役割を踏まえながら、より効果的かつ総合的に自殺対策への取組を推進することを目的として、東京における自殺総合対策の取組方針（以下「取組方針」という）を策定し、その後、国の第2次大綱の決定等を踏まえ、平成25年11月には取組方針を改正しました。

- ・基本法の改正及び第3次大綱の決定を受け、これまでの取組をより一層進めていくことを目的として、都は平成30年6月に「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～」(以下「第1次計画」という。)を策定しました。
- ・そして、第4次大綱の改定や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の社会情勢の変化を踏まえ、都は令和5年3月に「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～(第2次)」を策定しました。

	国の動き	都の動き
平成18年10月	「自殺対策基本法」制定	
平成19年1月		「自殺対策推進庁内連絡会議」の設置
平成19年6月	「自殺総合対策大綱」閣議決定	
平成19年7月		「自殺総合対策東京会議」の設置
平成20年10月	「自殺対策加速化プラン」の決定	
平成21年3月		「東京における自殺総合対策の取組方針」(取組方針)策定
平成22年2月	「いのちを守る自殺対策緊急プラン」の決定	
平成24年8月	「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～(第2次)」閣議決定	
平成25年11月		取組方針の改正
平成28年4月	改正「自殺対策基本法」の施行	
平成29年7月	「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～(第3次)」閣議決定	
平成30年6月		「東京都自殺総合対策～こころといのちのサポートプラン～」策定
令和4年10月	「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～(第4次)」閣議決定	
令和5年3月		「東京都自殺総合対策～こころといのちのサポートプラン～(第2次)」策定

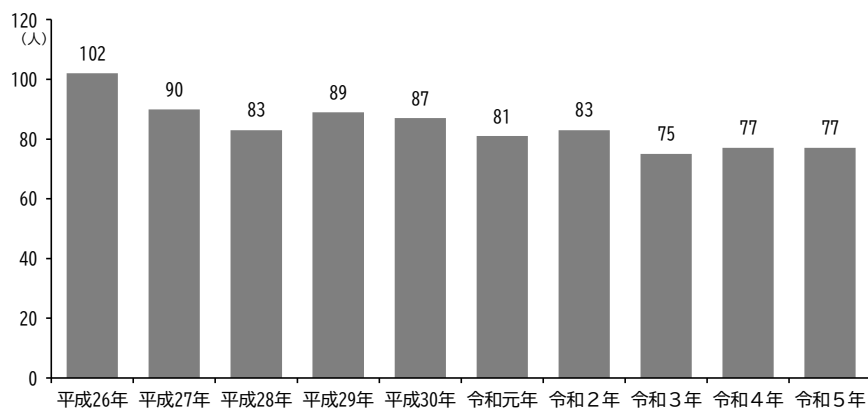
第2節 本区の自殺を取り巻く現状

(1) 統計データからみる自殺の状況

本区の自殺者数は、平成26年からおおむね減少傾向で推移しており、令和4年と令和5年は77人となっています。

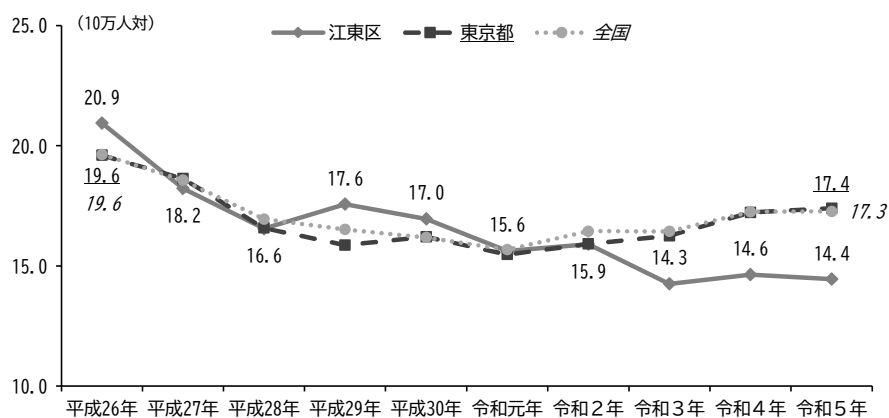
自殺死亡率も、平成26年からおおむね減少しており、令和3年以降は横ばいの推移となっています。全国、東京都との比較では、令和2年までは全国や東京都よりも高いまたは同水準となっていますが、令和3年以降は下回って推移しています。

■自殺者数の推移【江東区】



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

■自殺死亡率の推移【江東区・東京都・全国】



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

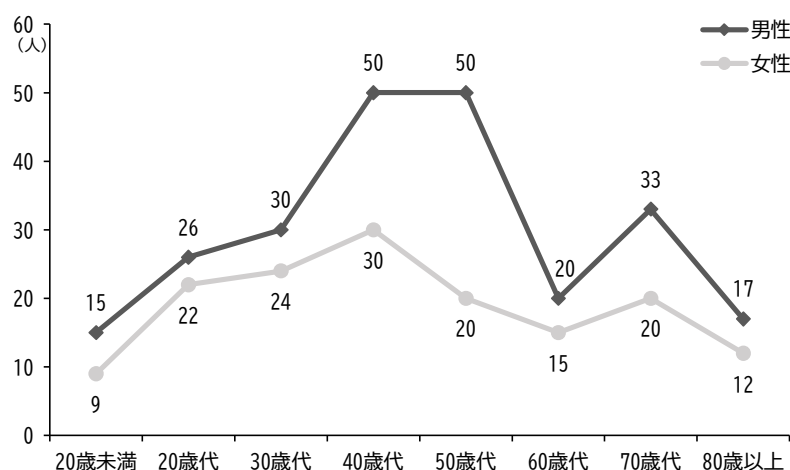
■自殺死亡率の推移【江東区・東京都・全国】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
江東区	20.9	18.2	16.6	17.6	17.0	15.6	15.9	14.3	14.6	14.4
東京都	19.6	18.6	16.6	15.9	16.2	15.5	15.9	16.3	17.2	17.4
全国	19.6	18.6	16.9	16.5	16.2	15.7	16.4	16.4	17.3	17.3

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

令和元年から令和5年の自殺者数を男女別にみると、男性は241人、女性は152人で、男性が女性の約1.6倍となっています。また、年齢層別にみると、すべての年齢層で男性が女性を上回っており、特に男性40歳代から50歳代、70歳代で高い傾向がみられます。

■性・年代別自殺者数（令和元年～5年合計）【江東区】



	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	合計
男性	15	26	30	50	50	20	33	17	241
女性	9	22	24	30	20	15	20	12	152

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

平成30年から令和4年における、性別、年代別、職業の有無別、同居者の有無別の主な自殺の特徴は、1位「男性60歳以上無職独居」、2位「男性40～59歳有職同居」、3位「女性60歳以上無職同居」、4位「女性40～59歳無職同居」、5位「男性40～59歳有職独居」となっています。

■地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、平成30～令和4年合計））【江東区】

上位5区分※注1	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率※注2 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路※注3
1位：男性60歳以上無職独居	35	8.7%	87.6	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
2位：男性40～59歳有職同居	33	8.2%	11.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位：女性60歳以上無職同居	30	7.4%	15.0	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位：女性40～59歳無職同居	29	7.2%	20.1	近隣関係の悩み＋家族間の不和→うつ病→自殺
5位：男性40～59歳有職独居	22	5.5%	22.4	配置転換（昇進/降格含む）→過労＋仕事の失敗→うつ状態＋アルコール依存→自殺

※注1 区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。

※注2 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にいのち支える自殺対策推進センターにて推計したもの。

※注3 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意してください。

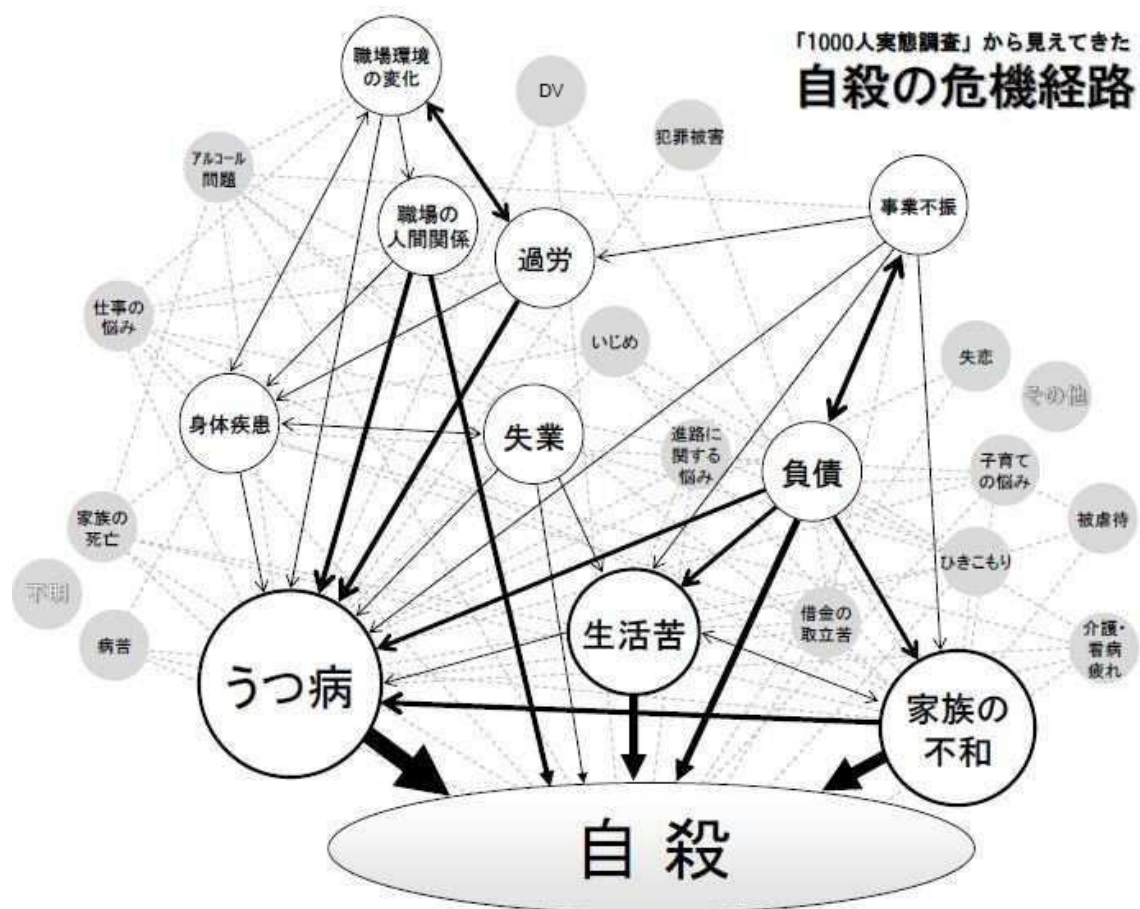
資料：地域自殺実態プロファイル（2023版）（いのち支える自殺対策推進センター）

前頁下表の「背景にある主な自殺の危機経路」については、特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク（以下「NPO法人ライフリンク」）が実施した調査の知見が活かされています。

- ①うつ病
- ②家族の不和（親子間＋夫婦間＋その他＋離婚の悩み）
- ③負債（多重債務＋連帯保証債務＋住宅ローン＋その他）
- ④身体疾患（腰痛＋その他）
- ⑤生活苦（＋将来生活への不安）
- ⑥職場の人間関係（＋職場のいじめ）
- ⑦職場環境の変化（配置転換＋昇進＋降格＋転職）
- ⑧失業（＋就職失敗）

■自殺の危機経路

以上 10 の要因を、「自殺の10大危機要因」としました。



平成29年から令和3年の有職者自殺の内訳をみると、「自営業・家族従業者」15人(10.1%)、「被雇用者・勤め人」134人(89.9%)と、全国・東京都と比較して「被雇用者・勤め人」の割合が高くなっています。

■有職者の自殺の内訳（特別集計（自殺日・住居地、平成29～令和3年合計）【江東区・東京都・全国】

職業	江東区		東京都	全国
	自殺者数（人）	割合（％）	割合（％）	割合（％）
自営業・家族従業者	15	10.1%	14.5%	17.5%
被雇用者・勤め人	134	89.9%	85.5%	82.5%
合計	149	100.0%	100.0%	100.0%

資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022版）」

自殺の手段別にみると、平成30～令和4年の合計で、首つり以外 54.1%と、全国・東京都と比較して割合が高くなっています。特に飛降りで 32.8%と、東京都との比較で 14.5ポイント、全国との比較で 21.7ポイント高くなっています。

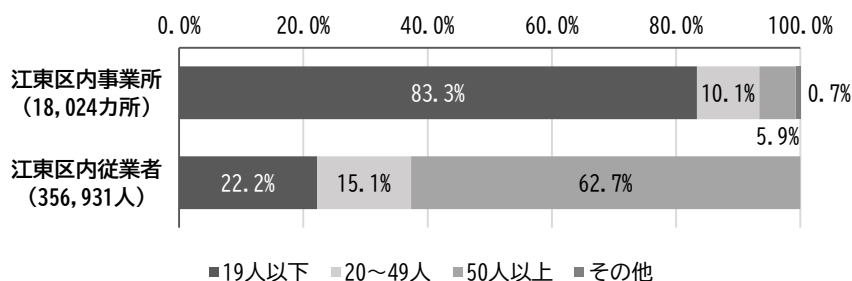
■手段別の自殺者数（特別集計（自殺日・住居地、平成30～令和4年合計）【江東区・東京都・全国】

手段	江東区		東京都	全国
	自殺者数（人）	割合（％）	割合（％）	割合（％）
首つり	185	45.9%	58.8%	66.3%
首つり以外（小計）	218	54.1%	40.9%	33.7%
服毒	8	2.0%	2.3%	2.4%
練炭等	15	3.7%	4.8%	7.2%
飛降り	132	32.8%	18.3%	11.1%
飛込み	9	2.2%	4.5%	2.7%
その他（小計）	54	13.4%	11.0%	10.2%
不詳	0	0.0%	0.3%	0.1%
合計	403	100.0%	100.0%	100.0%

資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023版）」

平成28年の区内事業所の総数は 18,024事業所、内「19人以下」の事業所が83.3%を占めています。一方、従業者総数は 356,931人、内「19人以下」の事業所での従業者数が22.2%となっています。

■区内事業所の規模別事業所・従業者割合【江東区】



資料：平成28年経済センサス-活動調査報告（厚生労働省）

令和元年から令和5年における自殺を要因別にみると、「健康問題」が170件、「経済・生活問題」が47件、「家庭問題」が40件、「勤務問題」が36件等となっています。

ただし、自殺の原因・動機をみるにあたっては、自殺の多くが、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていることに留意が必要です。

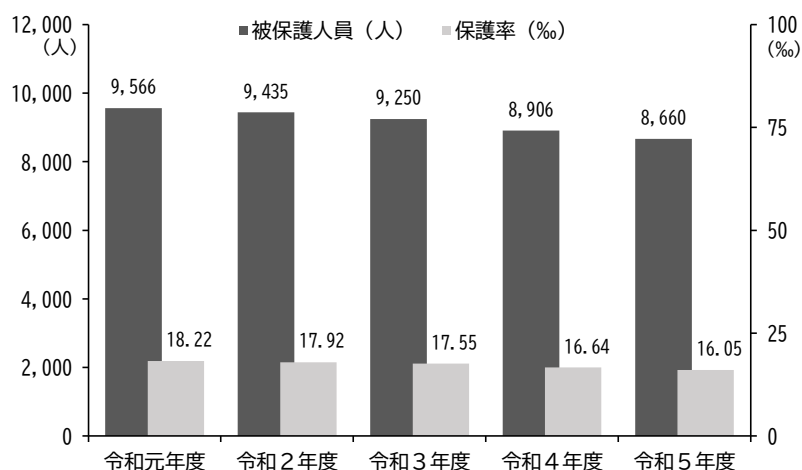
■原因・動機別自殺者数（令和元～5年合計）【江東区】

健康問題	経済・生活問題	家庭問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳
170	47	40	36	16	10	9	140

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

令和元年度から令和5年度にかけて、本区の被保護人員、保護率はともに減少傾向となっています。

■被保護人員と保護率の状況【江東区】



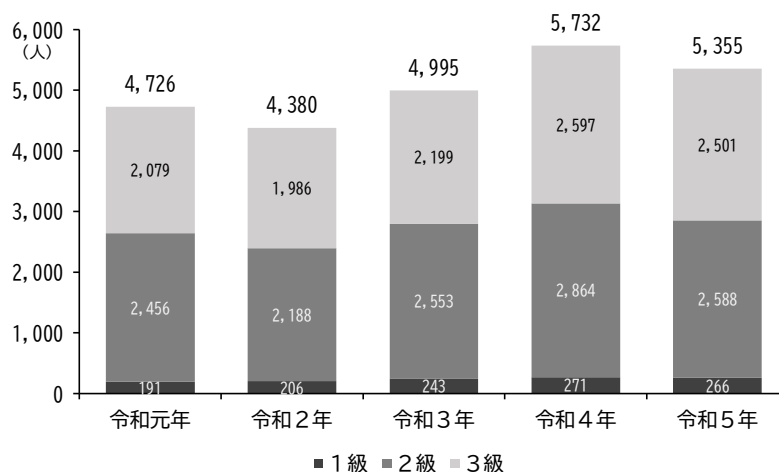
※保護率：人口 1,000 人あたりの被保護人員（単位パーミル（‰））

資料：「江東区データブック」（各年3月31日現在）

令和元年から令和4年にかけて、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にありましたが、令和5年末時点では前年より減少して5,355人となっています。

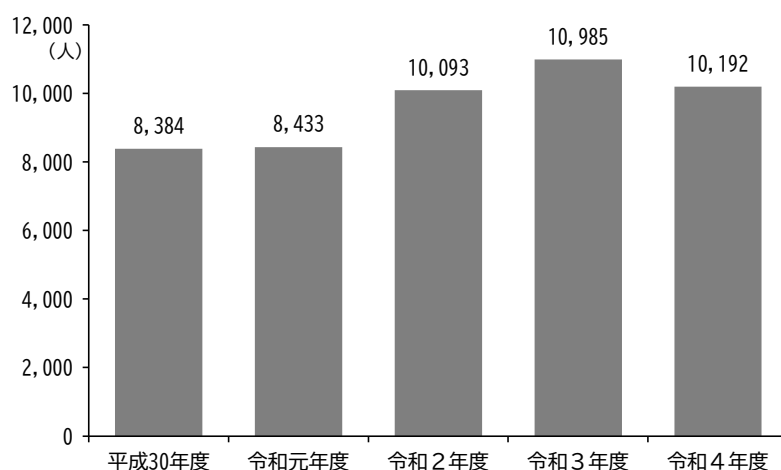
また、自立支援医療（精神通院医療）の交付者数は令和3年度まで増加傾向にあり、令和3年度時点で10,985人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【江東区】



資料：業務取得（各年3月31日現在）

■自立支援医療（精神通院医療）交付数の推移【江東区】



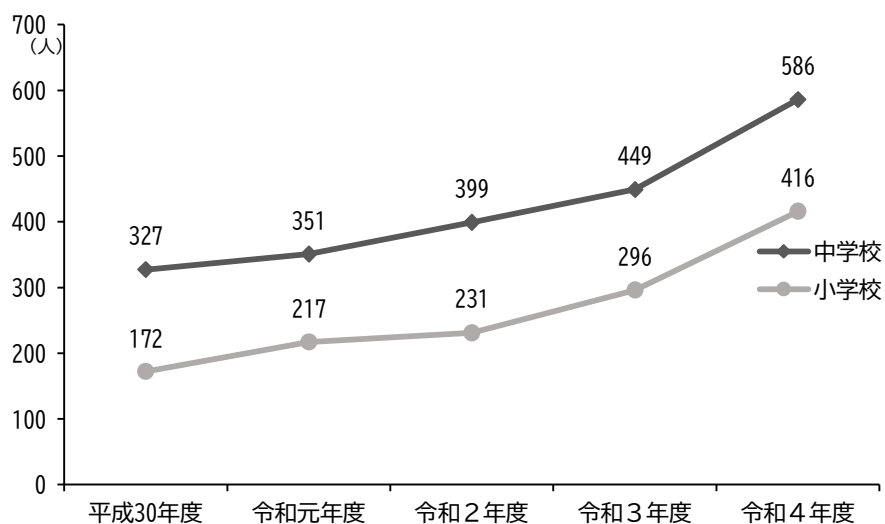
料：「江東区データブック」（各年3月31日現在）

平成30年度から令和4年度にかけて、本区小学校、中学校の不登校児童・生徒数は、年々増加しており、令和4年度累計で小学校416人、中学校586人となっています。

平成30年度以降、いじめの認知件数について、小学校では増減を繰り返しながらも増加傾向にあり、中学校では令和2年度まで減少傾向でしたが、以降は増加に転じています。

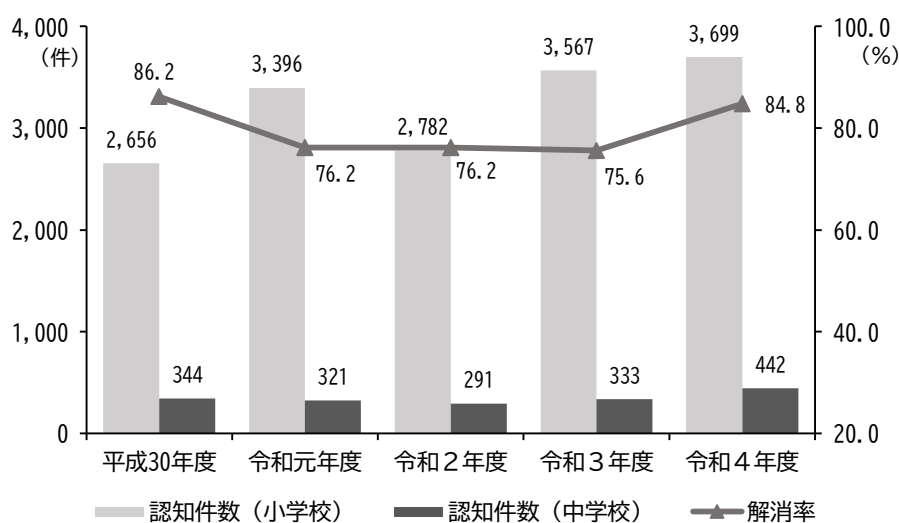
いじめの解消率は令和3年度まで低下傾向にありましたが、令和4年度には84.8%と前年度よりも9.2ポイント増加しています。

■不登校児童・生徒数の推移【江東区】



資料：「江東区データブック」（各年度4月～3月計）

■いじめ認知件数と解消率の推移【江東区】



※解消率：いじめ認知件数のうち、解消しているものの割合

資料：「江東区データブック」（各年度4月～3月計）

(2) ヒアリング結果からみる自殺の状況

江東区自殺対策計画の策定や施策検討のための資料としての活用を目的として、地域において自殺防止やこころの健康づくり活動に係る関係者・団体・機関を対象に、現在の活動の状況や今後の課題、方向性等についてヒアリング調査を実施しました。

調査期間	令和6年6月5日（水）～令和6年6月28日（金）
実施方法	電子メール・FAX・郵送のいずれかの手段にて記入用シートを配付・回収。
対象者	【区・教委】 養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW） 【関係団体等】 民生・児童委員、南砂子ども家庭支援センター、地域生活支援センター、長寿サポートセンター管理者

■主な意見

① 【教育関係者】

■児童・生徒の自殺対策や心の健康づくりに実施していること

- ・長期休暇明けに、グーグルフォームで学校・家庭での気持ちなどを答えてもらい、気になる生徒をピックアップ、学校全体で共有し、見守り体制をつくる。
- ・スクールカウンセラーだよりを発行して、長期休みの前には、区内や都の電話相談やメール相談を案内している。
- ・（養護教諭として）児童が利用しやすい温かい保健室経営。
- ・「いじめに関する授業」を各学級年3回行う。
- ・全校での「いじめの標語づくり」を年1回行い、児童のいじめに関する意識の向上を図る。
- ・SOSの出し方教育を実施する。（6年）
- ・5学年、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接の実施。
- ・（養護教諭として）スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携している。
- ・1年生対象で年度当初に①養護教諭による保健指導、②スクールカウンセラーによる全員面接を実施。
- ・校内委員会、先生からの情報共有、各ケースなどで、自殺等のリスクと対応を、精神保健福祉士として伝えている。死にたい、消えたい、自傷行為など話してもいいと思える関係づくり。

■児童・生徒の心身の健康状態で、気になる傾向・課題について

- ・SNS、YouTubeなど、TVは見なくても全てネットで情報を得て、見知らぬ人ともあつという間につながってしまう子供達は、常に危険と隣合わせの状態だが、危険を察知する力が弱く、トラブルを抱えることが多い。休みやすくなり不登校も増えている。
- ・社会参加への苦手意識や集団内での自身の考えのアウトプットを行わない傾向がある。これは人との関わりが必要な時期に人と関われなかった結果（コロナ時期）、コミュニケーション力を高めることができなかったのではないかと考える。人と関わることの必要性を感じている。

■自殺対策やこころの健康づくりに関する取り組みを実施する中で、困難を感じていること

- ・児童が悩んでいる原因が家庭にある場合、学校ができることに限界を感じる。様々な機関と連携し支援をつなげていく必要がある。

■自殺対策やこころの健康づくりに関連して、今後取り組みたい、拡充したい活動

- ・児童が他者と関わることで学校が楽しいと思える活動を増やしたい。また、教員に負担がかからない形で児童の相談体制や支援体制を充実させたい。
- ・児童がありのままでよいという安心感が持てる居場所や環境作り（学校・家庭・地域社会）。
- ・支援者に対する支援等の専門職向け研修。

■自殺対策に取り組むために、地域での取り組みや区民の意識変革につながるアイデア

- ・精神的不調の際に相談にためらいを感じる人が多いという結果から、そこにターゲットをあてるのは有効なのではないかと考える。そのため、対面より非対面で時間制限なく相談できる無料の窓口（LINEなど）の周知。地域で横のつながりがもてるような取り組み。

■その他、自殺対策事業やこころの健康づくりに関連する施策へのご意見

- ・ヤングケアラー、LGBT、貧困、ハラスメント、長時間労働、病気を苦にしてなど、心の病気や自殺の理由は様々なので、予防に取り組むのは大変なことだと感じる。
- ・「自分も他人の命も大切に思える」感情を幼少期の時から育てることが重要だと思う。学校は、その一端を担っているので、日々の教育活動に責任を持って取り組んでいきたいと思う。

② 【福祉関係団体・機関】

■自殺対策や生きづらさの改善に関連する活動で実施していること

- ・さまざまな悩みを抱えた人たちを、励ましながら連帯の輪を広げる。
- ・訪問で生きづらさなどの発言が聞かれた場合や家族システムの不全などの場合は、関係各所・多職種（保健相談所など）と連携するようにしている。
- ・熱中症注意喚起などで各戸訪問する際に孤立した暮らしを送っていないかなど確認している。
- ・地域活動へのお誘い、閉じこもり予防を図るために集まれるイベントへ参加の提案。
- ・心配な言葉（変化に気づいたら）をキャッチしたらまずは、相手の気持ちを尊重して傾聴する。

■心身の健康状態や相談内容について、最近気になる傾向・課題

- ・他人与交流する機会がなくなり、うつ傾向や認知症症状が出現し家族からの相談が増えた。
- ・地域コミュニティの脆弱化。
- ・コロナによって、今までの生活が一変。緊急事態宣言での不要な外出の制限、マスク着用等で、体調不良・不眠・食欲不振・引きこもる状態が増えていた。
- ・感染予防のため外出の自粛による閉塞的生活への移行や、社会生活の行動制限による経済的停滞の影響を受けていたが、現在は、再度コミュニティを再編しようと試行する自治活動の再開・拡大の傾向がみられている。

■自殺対策や生きづらさの改善に関する取り組みを実施する中で、困難を感じていること

- ・家庭内の事は外からは見えにくく、個人情報への壁もある。心理の専門職ではないので、対応が難しい場合がある。
- ・生きがいや居場所づくりの取り組みの強化、その活動を広く周知するような取り組みの強化が必要ではないかと感じる。
- ・当センター含む関係機関への相談に関して、敷居が高いと感じている区民が多く、問題が複雑化してから相談に至るケースも多いように感じる。
- ・気軽にふらっと相談ができるような仕組みづくりが必要と感じる。
- ・情報提供だけで自身で対応し問題解決する能力が乏しい方が多く、一緒に相談先に連絡するなど包括的な支援を要することがあり時間や労力がかかる。
- ・基本的に来所か電話での相談を主に受けてきたが、メールでの相談が増え、法人としてメールでの対応をしていないため、困難を感じている。

■自殺対策やこころの健康づくりに関連して、今後取り組みたい、拡充したい活動

- ・地域のネットワークをいかして、声かけをしていきたいと思う。
- ・町会活動の中で外に出て来る機会を増やせば顔を合わせて声を掛けやすくなる。
- ・担当地域の住民のニーズに沿った事業の実施(見守り活動や高齢者の集いの後方支援など)
- ・地域のイベント等へのお誘いなどをして、人と気楽にかかわってもらえるようにしたい。
- ・できるだけ孤立しない環境づくり。

■自殺対策に取り組むために、地域での取り組みや区民の意識変革につながるアイデア

- ・孤立しない、させないための居場所作り。地域内での交流の機会を作る。
- ・どのような思考から自殺に思い至るのか、理解する機会を得る必要があると思う。お節介は迷惑だと思いがちだが、他人の変化に気がつくためには他人に興味を持つことが大切。
- ・町会や地域ごとにゲートキーパーを学ぶ。

■自殺対策や生きづらさの改善に関連する施策へのご意見

- ・今後も、関係機関との関係性を密にしながら情報の共有を図るとともに、適切な連携のあり方についても一緒に考えていけたらと思う。
- ・自殺対策事業について把握できていないところもあるので、周知するなど、区内の福祉事業所、施設とコラボして活動できればと思う。

■その他、自殺対策事業やこころの健康づくりに関連する施策へのご意見

- ・コロナ前に、ゲートキーパーの講座を受講したが、状況も変わっているので機会があれば参加したいと思う。
- ・自分も自殺を考えてしまうケースや、体調不良を理由に自殺未遂に至ったケース、詐欺被害にあり、人生に失望して自殺未遂に至ったケースなど様々なケースを対応し、対応に苦慮した経験があるので、自殺対策や生きづらさの改善に向けた多様な取り組みは重要であると感じている。

(3) 前計画の振り返り

①前計画の目標値

平成29年7月閣議決定の「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、令和8（2026）年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27（2015）年比で30%以上減少させることを、政府の自殺対策の目標としています。

そこで本区では、国の目標値設定の考え方を踏まえ、当面の目標値として、平成27（2015）年の年間自殺死亡率18.2（人数90人）を、令和6（2024）年までにおおむね30%程度、すなわち自殺死亡率を約13.3（人数約66人）まで減少させることを目標としました。

前計画の全体目標

項目	基準値 平成27 (2015)	目標 令和6 (2024)	備考
自殺死亡率の減少	18.2 (90人)	13.3 (66人)	国基準による減少率達成を令和7年とし、計画期間の最終年（前年の令和6年）に平成27年度比73%の達成を目指す

参考：年別に換算した目標値（平成27年は基準値）

年	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
自殺死亡率	18.2	17.7	17.1	16.6	16.0	15.5	14.9	14.4	13.8	13.3	12.7
自殺者数	90	87	85	82	79	77	74	71	68	66	63
対27年比	1	0.97	0.94	0.91	0.88	0.85	0.82	0.79	0.76	0.73	0.7

②目標値の達成状況

自殺死亡率は、平成27年から令和3年にかけて減少傾向にありましたが、令和3年の自殺死亡率14.3を底に、令和4年が14.6、令和5年が14.4と横ばいで推移しており、目標に至らない状況です。

実績

項目	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
自殺死亡率 の推移	18.2 (90人)	16.6 (83人)	17.6 (89人)	17.0 (87人)	15.6 (81人)	15.9 (83人)	14.3 (75人)	14.6 (77人)	14.4 (77人)

③基本施策毎の達成状況

基本施策１ 地域におけるネットワークの強化

項目	基準値 令和元年度 (2019)	目標 令和6 (2024)	実績 令和5 (2023)
「自殺対策ネットワーク会議（仮称）」 及び「自殺対策庁内連携会議（仮称）」 の開催	—	年間2回開催	年間2回開催

令和2年、区と関係機関等が協同及び連携して自殺対策を総合的に推進するため、「江東区自殺対策ネットワーク会議」を設置しました。同じく令和2年、江東区自殺対策計画の総合的な実施について協議するため、副区長をトップとした「江東区自殺対策庁内連携会議」を設置しました。以降、併せて毎年2回開催しています。

基本施策２ 自殺対策を支える人材・取組の育成・支援

項目	基準値 平成30年度 (2018)	目標 令和6 (2024)	実績 令和5 (2023)
ゲートキーパー養成研修受講者数 (累積)	1,000	1,630	1,134

区職員、医療機関、薬局、高齢者施設、学校等の関係機関を対象としてゲートキーパー研修を実施していますが、令和元年度途中から令和3年度まで、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止を余儀なくされました。令和5年時点での受講者数は1,134人で、目標の1,630人には至っていません。今後も継続してゲートキーパー養成研修を実施する必要があり、受講者数を増やすための工夫が必要と考えます。

基本施策３ 区民への相談支援と周知・啓発

項目	基準値 平成29年度 (2017)	目標 令和6 (2024)	実績 令和5 (2023)
精神的に不調になった時に相談、助けを 求めることにためらいを感じる人の割合 (区民健康意識調査)	42.3%	32.8%	44.2%

令和5年度に実施した、江東区民健康意識調査における「精神的に不調になった時に相談、助けを求めることにためらいを感じる人の割合」は44.2%となり、目標値は達成できませんでした。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛、飲食店等の時短営業、イベントの中止、各施設の面会禁止等の行動制限やマスク着用により、対面コミュニケーションが減少した影響が大きいと考えられます。

基本施策4 生きることへの支援

項目	基準値 平成29年度 (2017)	目標 令和6 (2024)	実績 令和5 (2023)
ストレスの解消ができていない人の割合（区民健康意識調査）	28.7%	22.4%	30.1%

令和5年度に実施した、江東区民健康意識調査における「ストレスの解消ができていない人の割合」は30.1%となり、目標値は達成できませんでした。これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛、飲食店等の時短営業、イベントの中止、各施設の面会禁止、オンライン授業等の行動制限により、ストレスを解消する機会が減少した影響が大きいと考えられます。

基本施策5 児童生徒への支援の充実

項目	基準値 平成元年度 (2019)	目標 令和6 (2024)	実績 令和5 (2023)
中学生向け相談カード配付先の学校・施設等	24校	中学校24校 図書館10館 区役所1か所 出張所8か所 計43か所	中学校24校 保健相談所 4か所

悩みを相談できる窓口を記載した中学生向け相談カードを、令和5年度は、中学校24校と保健相談所4か所の、合計28か所に配付。令和6年度は、図書館11館、区役所、出張所8か所に追加配付予定で、合計48か所となり、目標値達成の見込みです。中学校には、全校生徒分の数に配付しています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本区では、区の将来像として「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」を基本構想に掲げ、その実現に向け、「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」「未来を担うこどもを育むまち」「区民の力で築く元気に輝くまち」「ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち」「住みよさを実感できる世界に誇れるまち」の5つを、目指すべき江東区の姿として定め、施策の展開を図っています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

本計画では、区の基本構想の考えを踏まえるとともに、国の「自殺総合対策大綱」で示された基本理念と4つの基本認識を、本区の自殺対策の方向性とし、区民をはじめ、区のあらゆる主体が連携し、基本理念の実現に向けた取り組みを推進します。

■基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない
社会の実現を目指す

（自殺総合対策大綱の基本理念より）

■基本認識

基本認識 1

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と捉えることができます。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりするなど、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

このように、自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「その多くが追い込まれた末の死」ということができます。このことを社会全体で認識するよう改めて徹底していく必要があります。

基本認識 2

年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

全国の自殺者数は減少傾向にありますが、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が増え、総数は11年ぶりに前年を上回りました。令和3年の総数は令和2年から減少したものの、女性の自殺者数は増加し、小中高生の自殺者数は過去2番目の水準となりました。また、主要先進7か国の中では我が国の自殺死亡率が最も高く、年間自殺者数は依然2万人を超えており、非常事態はいまだ続いています。

本区においても、年間の自殺者数は減少傾向にありましたが、直近では横ばい推移となっています。

基本認識3

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり合いや雇用形態をはじめとした様々な変化が生じています。その中で女性や子ども・若者の自殺が増加し、また、自殺につながりかねない問題が深刻化するなど、今後の影響も懸念されているため、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の自殺への影響について情報収集・分析を行う必要があります。

また、コロナ禍において、様々な分野でICTが活用される状況となりました。この経験を生かし、今後、感染症の感染拡大が生じているか否かを問わず、必要な自殺対策を実施することができるよう、ICTの活用を推進していきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下では、特に自殺者数の増加が続いている女性を含め、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親や、フリーランスなど雇用関係によらない働き方の者に大きな影響を与えていると考えられることや、不規則な学校生活を強いられたり行事や部活動が中止になったりすることなどによる児童生徒たちへの影響も踏まえて対策を講じていく必要があります。

基本認識4

地域レベルの実践的な取組を、PDCAサイクルを通じて推進する

我が国の自殺対策が目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、自殺対策基本法にも、その目的を「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」としています。つまり、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することが望まれています。

本区においては、「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」の実現に向けた様々な取り組みの中に、自殺対策の基本理念とする「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」との考え方・視点を常に共有しながら、PDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していきます。

(自殺総合対策大綱の基本認識より)

第2節 計画の基本施策

国では、地域自殺対策の推進において、全国的に実施することが望ましい施策として、「①地域におけるネットワークの強化」、「②自殺対策を支える人材の育成」、「③住民への啓発と周知」、「④自殺未遂者等への支援の充実」、「⑤自死遺族等への支援の充実」、「⑥児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育」の6つを挙げています。本計画においては、国の施策との整合性を踏まえつつ、心に不安や悩みをかかえる区民が適切な相談を受けられるよう、前計画同様に相談支援を充実する観点を加えます。また、妊産婦への支援や昨今の女性・こどもの自殺者数増加等を踏まえ、次の5つを計画の基本施策とし、施策の展開を図ります。

基本施策1 子ども・女性への支援の充実

こどもの時から、命や暮らしの危機に直面したときの問題整理や対処のし方を身につけるとともに、いつでも安心して相談できる支援体制づくりを推進します。

また、妊産婦やさまざまな課題を抱える女性の支援を図り、女性の自殺対策を推進します。

基本施策2 地域におけるネットワークの強化

地域の関係機関等が連携し、自殺対策に向けたネットワークづくりを進めるとともに、自殺対策を総合的に推進する庁内の連携体制づくりを強化します。

基本施策3 自殺対策を支える人材・取組の育成・支援

身近な人の不安や悩み、困難に気づき、支援機関につなぐことができるよう、多様な職種や区民に向けた研修・支援を行います。

基本施策4 区民への相談支援と周知・啓発

不安や悩み、困難を抱えている人と、その周囲の人たちが、必要な時に適切な相談を受けられるよう、相談支援体制の充実と相談に関する周知・啓発を行います。

基本施策5 生きることへの支援

生きがいづくりや交流・居場所づくりをはじめ、自殺未遂者、遺された人への支援を通じて、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やす取り組みを推進します。

第3節 施策の体系

基本理念	基本施策	施策
誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す	基本施策1 子ども・女性への支援の充実	(1) 子どもへのSOSの出し方に関する教育の推進 (2) 子どもへの相談・支援体制の強化 (3) 女性への相談・支援体制の強化
	基本施策2 地域におけるネットワークの強化	(1) 地域におけるネットワークの強化 (2) 庁内の連携・ネットワークの強化
	基本施策3 自殺対策を支える人材・取組の育成・支援	(1) 様々な職種を対象とする研修・支援 (2) 区民を対象とする研修・支援
	基本施策4 区民への相談支援と周知・啓発	(1) 多様な相談支援体制の強化 (2) 各種メディア媒体を活用した啓発 (3) 区民向け講演会・イベント等の開催 (4) 学校・地域と連携した情報発信
	基本施策5 生きることへの支援	(1) 生きがいづくり・見守り (2) 多様な交流と居場所づくり (3) 自殺未遂者・遺された人への支援

第4節 目標指標

令和4年10月閣議決定の「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、令和8（2026）年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27（2015）年比で30％以上減少させることを、政府の自殺対策の目標としています。

本区では、政府の目標値設定の考え方を踏まえた本計画の中間目標として、令和8（2026）年までに自殺死亡率を平成27（2015）年比30％減の12.7まで減少させることを目指します。また、平成27（2015）年の自殺死亡率18.2から、令和5（2023）年の自殺死亡率14.4への減少ペースを今後も継続すると仮定し、計画最終年となる令和11（2029）年までに自殺死亡率を11.5未満まで減少させることを目指します。

本計画の全体目標

項目	基準 平成27年 (2015)	中間目標（国基準） 令和8年 (2026)	目標 令和11年 (2029)
自殺死亡率の減少 (人口10万人当たりの自殺者数)	18.2	12.7	11.5未満
(参考) 自殺者数※	90人	69人	63人

※令和8（2026）年及び令和11（2029）年の人口は、長期計画における令和6年3月現在の人口推計を参考に算出。

基本施策1 子ども・女性への支援の充実

項目	現状値 令和5年度 (2023)	目標 令和11年度 (2029)	備考
新生児・産婦訪問指導実施率	110.2%	100%	現状値算定にあたっての訪問指導数(分子)は転入・里帰り出産等も含む4～翌3月集計、出生数(分母)は1～12月集計

基本施策2 地域におけるネットワークの強化

項目	現状値 令和5年度 (2023)	目標 令和11年度 (2029)	備考
「自殺対策ネットワーク会議」及び「自殺対策庁内連携会議」の開催	年間2回開催	年間2回開催	—

基本施策3 自殺対策を支える人材・取組の育成・支援

項目	現状値 令和5年度 (2023)	目標 令和11年度 (2029)	備考
ゲートキーパー養成研修受講者数(累積)	1,134人	1,630人	—

基本施策4 区民への相談支援と周知・啓発

項目	現状値 令和5年度 (2023)	目標 令和11年度 (2029)	備考
保健相談所における精神科医による精神保健相談の人数	283人	現状値より増加	現状値は延べ人数

基本施策5 生きることへの支援

項目	現状値 令和5年度 (2023)	目標 令和11年度 (2029)	備考
連携医療機関から連絡のあった自殺未遂者の内、自殺未遂者支援に繋げた割合	81.8%	90%以上	—

第4章 施策の展開

基本施策1 子ども・女性への支援の充実

(1) 子どもへのSOSの出し方に関する教育の推進

- 命や暮らしの危機に直面したときにも、問題を整理し適切に対処できる力を身につけられるよう、こどもの時からSOSの出し方に関する教育を推進します。

■区の主な関連事業

事業名	担当課	事業内容
健全育成事業	指導室	健全育成指導及び学校でのいじめ・不登校対策等の取り組みへの支援を実施しています。 児童・生徒の自殺を予防する取組の一つとして、SOSの出し方に関する教育を実施しています。小・中学校、義務教育学校において、年間指導計画に1単位時間以上を位置付けています。 いじめ問題連絡協議会において、SOSの出し方に関する教育についての協議を行い、今後の研修においても活用していきます。
児童向け児童虐待防止普及啓発事業	養育支援課	児童虐待防止の区民への啓発活動の一環として、児童自らSOSを出すことを目的とした啓発用グッズ（クリアファイル）を小学校低学年向け（小学3年生）と高学年向け（小学6年生）に毎年配布しています。

(2) 子どもへの相談・支援体制の強化

- こどもたちが、いつでも安心して相談できる支援体制づくりを推進します。
- 区では、悩みを相談できる窓口があることを周知するため、相談カードを作成し、区立中学生に配付しています。

■区の主な関連事業

事業名	担当課	事業内容
青少年相談事業 (こうとうゆうすてっぷ)	青少年課	ひきこもりや不登校、仕事、人間関係など、概ね15歳から40歳未満の方の幅広い悩みに対する総合相談を実施しています。 臨床心理士等、専門知識と経験を有する相談員による個別面談及び電話相談を行います。また、相談内容に応じてアウトリーチ（訪問）による支援も行います。
まなびサポート事業	保護第一課 保護第二課	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯のこども・保護者に対する養育支援・学習支援等を実施しています。 相談支援員による、ゲートキーパー研修や東京都主催の自殺念慮の高い方への支援に関する研修等の受講を推進しています。 支援を通じて、本人・家庭の問題を把握し、適切な相談窓口や支援先の紹介等を行います。
SNSを活用した教育相談事業	教育支援課	区立中学校・義務教育学校（後期課程）の全生徒及び、区立小学校・義務教育学校（前期課程）の5・6年生の児童を対象に、SNSを活用した相談窓口「5 to 9 マンデーなんでもチャット相談」を開設しています。SNS相談は、児童・生徒本人が周りに相談することができなかった悩みごとや、困っていることなどを、気軽にチャットで相談できる窓口として利用されています。LINEアプリからの相談方法に加えて、ウェブサイトからもアクセスできるように相談方法を拡充し、生徒に貸与されているChromebookからでも相談することができます。
相談カード配付事業	保健予防課	悩みを相談できる窓口があることを周知するため、生徒手帳に挟んで携帯してもらえらるサイズの相談カードを作成し、区立中学生に配付しています。

事業名	担当課	事業内容
心の発達相談事業	保健相談所	児童の健全な成長と保護者の不安解消のため、心理相談員が継続した相談を実施しています。 個別の相談において、その児の状況（ことばの遅れなど）に関わるだけでなく、家庭生活や経済面など、困難な状況がある場合は他の相談窓口や支援先の紹介などを行います。
小学校就学援助事業、中学校就学援助事業、小学校特別支援学級等児童就学奨励事業・中学校特別支援学級等生徒就学奨励事業	学務課	小・中学校、義務教育学校への通学に伴い生じる学用品通学用品費、給食費等の支給を行っています。 また、特別支援学級に通学・通級する児童生徒の保護者に対し、経済的な軽減が必要と認められる方へ、通学に伴い生じる学用品費、給食費等の支給を行っています。 窓口対応において、本制度の申請受付以外に、家庭や学校生活で困難な状況について相談があった場合には他の相談窓口の紹介を行います。
幼稚園特別支援教育事業、小学校特別支援教育事業、中学校特別支援教育事業	教育支援課 学務課	心身障害児等の就園・就学相談、就園・就学後の各種支援を実施しています。 一人一人の発達及び障害に対し、必要に応じて教育相談を行うとともに、就園・就学相談時に、一人一人の状況に応じて、関係機関との連携をしています。
スクールソーシャルワーカー活用事業	教育支援課	問題を抱える児童・生徒へのきめ細かな支援を行うため、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を配置しています。 こどもが安心して登校できる環境づくりを目指し、巡回訪問を通して、活動しています。
教育相談事業	教育センター	不登校・いじめ・学習・進路・こどもの教育・行動などについての相談、区立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の教育内容に関する相談を実施しています。
適応指導教室事業	指導室	適応指導教室（ブリッジスクール）において、不登校のこどもに対して教育相談員・サポートスタッフによる学習指導及び心のケアを実施しています。
スクールカウンセラー派遣事業	教育支援課	スクールカウンセラーを小・中学校・義務教育学校及び幼稚園に派遣し、悩みを抱えるこどもの相談や、保護者・教職員への助言・援助を行っています。 小学校第５学年、中学校第１学年（義務教育学校含む）については、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施しています。

事業名	担当課	事業内容
エンカレッジ体験活動事業	指導室	平成26年度より、不登校児童・生徒等を対象にしたセーリングやカヌー等の体験活動を実施しています。 課外活動を体験することにより、こどもたちに「生きる力」を身に付ける機会と場を提供しています。
ヤングケアラー支援事業	養育支援課	ヤングケアラーに関する相談窓口を設置し、当事者や関係機関等からの相談に応じ、関係機関と連携しながら必要な支援につないでいます。

(3) 女性への相談・支援体制の強化

- 妊産婦やさまざまな課題を抱える女性への支援を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を推進します。

■区の主な関連事業

事業名	担当課	事業内容
妊娠出産支援事業	保健相談所	助産師等による妊婦の面接、育児グッズの配布、産後ケア事業（ショートステイ・デイケア・乳房ケア）を実施しています。 面接では妊婦の状況を確認、必要時には妊娠中から支援を開始、サービス等の利用につなげています。 産後ケア事業を利用する場合にも、申し込み時に不安の有無を確認するとともに委託施設との連携などを行い、必要な支援につなげます。 また、児童虐待ハイリスクの妊婦・母子に対しては、母体回復・育児指導等を目的とした支援を実施しています。
妊婦初回産科受診料助成事業	保健予防課	令和5年11月より、ゆりかご面接を受けた住民税非課税世帯（生活保護受給者・支援給付者を含む）または、同等の所得水準にある世帯の方について、妊娠判定のために産科を受診した際にかかった自費の診断費用に対して、1万円を上限に助成しています。
新生児・産婦訪問指導事業	保健相談所	新生児とその産婦に対する家庭訪問指導を行います。 訪問時に産婦の育児の状況や家庭状況等を詳しく伺い、育児支援チェックリストやEPDSなどを用いて、うつ症状などの心配がないかを確認し、地区担当保健師が他機関と連携しながら継続支援を行います。
子育て相談など育児に関する相談事業	保健相談所	子育てに関する不安や悩みのある保護者を対象に、個別またはグループによる相談を実施しています。心理相談員からの助言や、必要時には他の相談窓口や支援先の紹介などを行います。

事業名	担当課	事業内容
家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート）	江東区社会福祉協議会	初産で妊娠中の方や未就学児（6歳以下）のいる子育て家庭の孤立防止、育児不安の軽減、虐待予防を目的に、オーガナイザーがマネジメントを行い、トレーニングを受けたホームビジター（ボランティア）が週1回程度、計6回（妊娠中の方の場合は4回）訪問し、「傾聴」や「協働」を通じて支援活動を行っています。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	こども家庭支援課	就学児の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。 育児の手助けを必要としている人の援助を行うことで、自殺リスクの軽減を図ります。
L G B T等相談事業	人権推進課	L G B T等相談を、電話と対面で実施しています。ポスターの掲示や、パネル展、広報紙で相談窓口の周知や多様性への理解促進を図っています。
男女共同参画啓発事業（広報紙「PalCato」の発行）	人権推進課	男女平等の社会的コンセンサスを形成するための普及啓発として発行している広報紙「PalCato（パルカート）」に相談窓口の案内等を掲載し、情報の周知および啓発を図ります。
男女共同参画学習事業（学習講座・講演会の実施）	人権推進課	男女共同参画意識の向上や自立に向けた支援、DV防止、セクシュアリティについての理解促進などの講座を開催しています。
中小企業雇用支援事業	経済課	中小企業の雇用支援策として、こうとう若者・女性しごとセンター事業を実施しています。新卒予定者・若者・女性等を対象に研修やカウンセリングを行い区内中小企業へのマッチングによる就職支援を行うとともに、企業向けコンサルティングにより人材の定着を支援しています。また、内職求人・求職の相談及びあっせんを実施しています。 就職支援の一環として、月に2回、予約制で臨床心理士が心の悩みを抱えた若年者等からの相談にのることができる体制をとっています。
母子健康手帳交付事業	保健予防課	母子健康手帳及び母と子の保健バッグの交付を行い、各種健康管理についての情報提供や相談窓口の周知を行っています。
女性相談	生活応援課	女性の問題一般に関する相談（DV、性暴力、妊娠・出産期の相談など）に応じます。 また、月に3回、予約制で女性弁護士による女性のための法律相談を実施しています。

基本施策2

地域におけるネットワークの強化

(1) 地域におけるネットワークの強化

- 誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりに向けて、区民、関係団体、関係機関、行政など、多様な主体・分野が協働・連携し、自殺対策を総合的に推進するための地域ぐるみのネットワークを強化します。
- 「江東区自殺対策ネットワーク会議」を設置。区と関係機関等が自殺対策の情報の共有を図るとともに、有機的な連携のあり方なども検討します。
- 医療機関等と自殺未遂者に対する情報を共有し、支援につなげる体制作りを目指します。

■区の主な関連事業

事業名	担当課	事業内容
「江東区自殺対策ネットワーク会議」の運営	保健予防課	「自殺対策ネットワーク会議」を設置。区役所と関係機関等が自殺対策の情報の共有を図るとともに、有機的な連携のあり方なども検討します。
地域精神保健福祉連絡協議会	保健予防課	地域における精神保健福祉を総合的かつ効果的に推進するため年1回協議会を開催しています。精神保健に関する事項について関係機関・部署と現状の課題を共有し、連携・協力体制づくりを行っています。
地域ケア会議推進事業	地域ケア推進課	高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、地域包括ケアシステムの実現にむけた、多職種連携による、江東区地域包括ケア全体会議及び部会等を開催しています。
地域自立支援協議会運営事業	障害者施策課	障害児・者が地域で自立した生活ができる社会の実現に向け、福祉サービスの連携や支援の体制に関して協議しています。

(2) 庁内の連携・ネットワークの強化

- 庁内各部署において、困難を抱える人への相談にのるとともに、自殺対策の総合的な推進に向けて、分野横断的な連携・支援体制づくりを強化します。
- 「自殺対策庁内連携会議」を設置。庁内関係部局間で自殺対策の情報共有と連携を図るとともに、自殺対策の総合的な実施について協議します。

■区の主な関連事業

事業名	担当課	事業内容
「江東区自殺対策庁内連携会議」の運営	保健予防課	「自殺対策庁内連携会議」を設置。庁内関係部局間で自殺対策の情報共有と連携を図るとともに、自殺対策の総合的な実施について協議します。
地域包括支援センター運営事業	地域ケア推進課	第1号介護予防支援事業（総合事業）及び包括的支援事業（総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）を実施しています。 窓口または相談対応をする職員に対して、連絡会、研修等を通じて自殺対策につながる情報提供等を適宜行っています。
生活保護事業	保護第一課 保護第二課	生活保護受給者に対して、生活扶助のほか7つの扶助事業や、都の法外事業として被保護者自立促進事業を実施しています。 ケースワーカーにゲートキーパー研修を受講させるとともに、受給者の状況に応じて、医療機関、学校、庁内関係各課との連携を進めています。
生活困窮者自立相談等支援事業	保護第一課 保護第二課	生活保護に至る前段階における支援として、総合相談窓口で自立支援を行っています。 離職により住宅を失った、もしくは失うおそれのある生活困窮者に対して家賃補助、就労支援を行うとともに、住居のない生活困窮者に対し、一定期間宿泊施設や衣食の提供を行っています。 支援ネットワーク会議を開催して他事業との連携を進めています。 相談支援員がゲートキーパー研修や東京都主催の自殺念慮の高い方への支援に関する研修を受講し、自殺予防の視点をもって相談に臨んでおり、相談内容により他の適切な相談窓口や支援先の紹介などを行い、必要に応じて同行もを行っています。

(1) 様々な職種を対象とする研修・支援

- 身近な人の不安や悩み、困難に気づき、支援機関につなぐことができるよう、様々な職種を対象とした研修・支援を行います。
- 区では平成22年から区職員等を対象にゲートキーパー研修を実施してきました。自殺対策における「ゲートキーパー」とは、自殺のサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことをいいます。

■区の主な関連事業

事業名	担当課	事業内容
ゲートキーパー養成研修事業	保健予防課	区全体で自殺対策に取り組むため、区職員、関係機関等に対するゲートキーパー養成研修や、中小企業及び区民に対する自殺予防啓発事業を実施しています。 今後も、区職員、関係機関、区民等に対するゲートキーパー研修の受講と啓発を推進します。 相談・支援業務に携わる職員向け「自殺予防対策マニュアル」の整備を進めます。
職員安全衛生事業	職員課	ストレスチェックの実施やメンタルヘルスに関連する安全衛生講習会の実施、産業医・カウンセラー・保健師による面談、相談窓口の案内など各種相談事業を実施しています。
職員研修事業	職員課	職員の能力開発と、全体の奉仕者としてふさわしい人格、見識を培うため、職層等に応じて各種研修事業を実施しています。 また、メンタルヘルス不調者に早期対応できる職場づくりを目指すため、部下の行動からストレスサインを読み取る方法やメンタルヘルス不調者へのサポート方法・対処方法を理解し、職員の心身の健康管理やストレスマネジメントを適切に行う能力の習得を図っています。
	指導室	指導力の向上に向けて、校長会、副校長会においては、メンタルヘルスの視点での教員育成について、初任者・新規採用教員研修会においては、メンタルヘルスを扱った研修を実施し、相談先についても周知を図っています。

事業名	担当課	事業内容
民生・児童委員活動事業	福祉課	民生・児童委員のための会議、研修等を実施しています。 生活困窮者に対する支援や高齢者への支援をテーマにした研修を通じて、地域で生活に困っている方を支援するための取り組みを行っています。 今後は、ゲートキーパー研修の実施を検討します。

(2) 区民を対象とする研修・支援

- 身近な人の不安や悩み、困難に気づき、支援機関につなぐことができるよう、区民に向けた研修・支援を行います。
- 区では平成22年からゲートキーパー研修を実施してきました。
対象者は区職員の他、区内医療機関や高齢者・福祉施設の職員、一般区民や区内企業の勤務者など、多岐に渡ります。
- 今後も区内の医療機関や高齢者・福祉施設等で働く方にゲートキーパー研修を実施し、支援に携わる人のゲートキーパーの更なる養成と質の向上に努めていきます。

■区の主な関連事業

事業名	担当課	事業内容
ゲートキーパー養成研修事業 【再掲】	保健予防課	区全体で自殺対策に取り組むため、区職員、関係機関等に対するゲートキーパー養成研修や、中小企業及び区民に対する自殺予防啓発事業を実施しています。 今後も、区職員、関係機関、区民等に対するゲートキーパー研修の受講と啓発を推進します。
人権学習事業	人権推進課	人権に関する現代的課題を取り上げた学習講座を開催しています。
高齢者家族介護教室事業	地域ケア推進課	高齢者の家族介護者に向けて、介護の知識や技術の習得を通じて、介護負担感の軽減を図るための教室を開催しています。

(1) 多様な相談支援体制の強化

- 不安や悩み、困難を抱えている人と、その周囲の人たちが、必要な時に適切な相談を受けられるよう、相談支援体制の強化を図ります。
- 「自殺対策庁内連携会議」で有機的な庁内連携のあり方について検討します。

■区の主な関連事業

事業名	担当課	事業内容
精神保健相談事業	保健相談所	何もする気がおきない、眠れない、閉じこもっていて仕事に行けないなど、こころの問題で悩んでいる方およびそのご家族に対して、専門医による個別相談を実施しています。 個別の相談において、その疾患に関わるだけでなく、家庭生活や経済面など、困難な状況がある方には他の相談窓口や支援先の紹介などを行います。 また、家族向けの相談教室やデイケアも実施しており、利用者には継続した支援を行っています。
酒害相談事業	保健相談所	長年の飲酒習慣を振り返り、アルコールに依存しない生活や人との付き合い方を語り合うアルコールミーティングを実施しています。また、家族向けの学習や対応の仕方を学ぶ教室も実施しています。 個別の相談において、その疾患に関わるだけでなく、家庭生活や経済面など、困難な状況がある方には他の相談窓口や支援先の紹介などを行います。
思春期精神保健相談	保健相談所	思春期にある方とそのご家族に対して、専門医による個別相談を実施しています。 気になる症状や疾患に関わるだけでなく、思春期の発達の特徴や学校生活や家庭生活などもふまえて、助言や他の相談窓口、支援先の紹介などを行います。
高齢者精神保健相談	保健相談所	高齢期にある方とそのご家族に対して、専門医による個別相談を実施しています。 気になる症状や疾患に関わるだけでなく、高齢期の特徴や身体的な疾患、生活環境などもふまえて、助言や他の相談窓口、支援先の紹介などを行います。

事業名	担当課	事業内容
妊娠出産支援事業 【再掲】	保健相談所	助産師等による妊婦の面接、育児グッズの配布、産後ケア事業（ショートステイ・デイケア・乳房ケア）を実施しています。 面接では妊婦の状況を確認、必要時には妊娠中から支援を開始、サービス等の利用につなげています。 産後ケア事業を利用する場合にも、申し込み時に不安の有無を確認するとともに委託施設との連携などを行い、必要な支援につなげます。 また、児童虐待ハイリスクの妊婦・母子に対しては、母体回復・育児指導等を目的とした支援を実施しています。
妊婦初回産科受診料助成事業 【再掲】	保健予防課	令和5年11月より、ゆりかご面接を受けた住民税非課税世帯（生活保護受給者・支援給付者を含む）または、同等の所得水準にある世帯の方について、妊娠判定のために産科を受診した際にかかった自費の診断費用に対して、1万円を上限に助成しています。
新生児・産婦訪問指導事業 【再掲】	保健相談所	新生児とその産婦に対する家庭訪問指導を行います。 訪問時に産婦の育児の状況や家庭状況等を詳しく伺い、育児支援チェックリストやEPDSなどを用いて、うつ症状などの心配がないかを確認し、地区担当保健師が他機関と連携しながら継続支援を行います。
乳幼児健診	保健相談所	すべてのお子さんを対象に定期乳幼児健診を行っています。お子さんの成長発達の確認だけでなく、保護者の心配事や生活状況も確認しており、必要な方には相談対応や他の相談窓口を紹介するなど、継続した相談を行っています。
家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート） 【再掲】	江東区社会福祉協議会	初産で妊娠中の方や未就学児（6歳以下）のいる子育て家庭の孤立防止、育児不安の軽減、虐待予防を目的に、オーガナイザーがマネジメントを行い、トレーニングを受けたホームビジター（ボランティア）が週1回程度、計6回（妊娠中の方の場合は4回）訪問し、「傾聴」や「協働」を通じて支援活動を行っています。
子育て相談など育児に関する相談事業 【再掲】	保健相談所	子育てに関する不安や悩みのある保護者を対象に、個別またはグループによる相談を実施しています。心理相談員からの助言や、必要時には他の相談窓口や支援先の紹介などを行います。

事業名	担当課	事業内容
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 【再掲】	こども家庭支援課	就学児の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。 育児の手助けを必要としている人の援助を行うことで、自殺リスクの軽減を図ります。
栄養相談事業	保健相談所	離乳食相談や疾病の食事療法等、各個人に適した食生活の指導や相談を実施しています。 個別の相談において、食事の状況に関わるだけでなく、家庭生活や経済面など、困難な状況がある方には他の相談窓口や支援先の紹介などを行います。
歯科相談事業	保健相談所	歯科相談時の問診票等を用いて心配事の有無を確認しており、必要な方には相談対応や他の相談窓口を紹介しています。
難病対策事業	保健相談所	難病患者、家族が安心して地域療養生活が送れるよう療養相談、訪問リハビリ、講演会を実施しています。 個別の相談において、その疾患に関わるだけでなく、家庭生活や経済面など、困難な状況がある方には他の相談窓口や支援先の紹介などを行います。 各種医療費や日常生活用具等の給付の申請受付と合わせ、健康状態や経済面など、困難な状況がある方には相談窓口や支援先の紹介などを行います。
生活困窮者自立相談等支援事業 【再掲】	保護第一課 保護第二課	生活保護に至る前段階における支援として、総合相談窓口で自立支援を行っています。 離職により住宅を失った、もしくは失うおそれのある生活困窮者に対して家賃補助、就労支援を行うとともに、住居のない生活困窮者に対し、一定期間宿泊施設や衣食の提供を行っています。 相談支援員がゲートキーパー研修や東京都主催の自殺念慮の高い方への支援に関する研修を受講し、自殺予防の視点をもって相談に臨んでいます。相談内容により、他の適切な相談窓口や支援先の紹介などを行い、必要に応じて同行も行っています。

事業名	担当課	事業内容
被保護者等就労準備支援事業	保護第一課 保護第二課	就労が著しく困難な受給者等に対して、就労に必要な知識及び能力向上を図るための訓練を実施しています。 支援員が東京都主催の自殺念慮の高い方への支援に関する研修を受講し、自殺予防の視点をもって相談を行っています。 自立の意義や喜びを知り生きがいを見出すことで、自殺予防につなげています。
ひとり親相談	生活応援課	ひとり親家庭の経済的な問題、住まい、こどもの就学問題等のさまざまな相談に応じます。 また、子の進学に関する資金や転宅資金等の貸付や就労に役立つ資格取得を支援します。
家庭相談	生活応援課	家庭内における親子・兄弟姉妹・夫婦関係（扶養・相続・離婚・養育の問題等）の相談に応じます。
高齢者虐待防止事業	地域ケア推進課	養護者（家族など）あるいは要介護施設従事者等による高齢者に対する虐待についての相談・通報を受け、高齢者の権利利益が侵害されたり、生命や健康、生活が損なわれないよう、各長寿サポートセンターと連携し、必要な支援及び防止を行っています。
L G B T 等相談事業 【再掲】	人権推進課	L G B T 等相談を、電話と対面で実施しています。ポスターの掲示や、パネル展、広報紙で相談窓口の周知や多様性への理解促進を図っています。
女性相談 【再掲】	生活応援課	女性の問題一般に関する相談（DV、性暴力、妊娠・出産期の相談など）に応じます。 また、月に3回、予約制で女性弁護士による女性のための法律相談を実施しています。
男性DV電話相談	生活応援課	月に1回、配偶者や恋人によるDV被害に悩む男性を対象とした電話相談を実施しています。
人権相談	人権推進課	名誉棄損や人権侵害に関する相談を対面にて実施しています。

事業名	担当課	事業内容
中小企業雇用支援事業 【再掲】	経済課	中小企業の雇用支援策として、こうとう若者・女性しごとセンター事業を実施しています。新卒予定者・若者・女性等を対象に研修やカウンセリングを行い区内中小企業へのマッチングによる就職支援を行うとともに、企業向けコンサルティングにより人材の定着を支援しています。また、内職求人・求職の相談及びあっせんを実施しています。 就職支援の一環として、月に2回、予約制で臨床心理士が心の悩みを抱えた若年者等からの相談にのることができる体制をとっています。
消費者相談事業	経済課	商品の購入や契約トラブル等、消費生活に関する相談活動を行っています。 消費者相談において、多重債務に関する相談は、弁護士会の無料相談等へ繋ぐなど、迅速な対応を図っています。
国民健康保険料収納業務	医療保険課	国民健康保険加入者に対する保険料の賦課及びその収納を実施しています。 国民健康保険加入者が災害・病気・リストラ等にあった場合は一定期間保険料の減免を行います。また、滞納者に対して、本人の経済状況や家族状況を踏まえた細やかな納付相談を行うとともに、滞納者が生活に困窮している場合には、他の相談窓口や支援先の紹介を行います。
権利擁護推進事業	地域ケア推進課	権利擁護センター「あんしん江東」及び福祉サービス向上委員会の運営を行っています。 権利擁護センターでは、判断能力の不十分な方の福祉サービス利用支援をはじめ、弁護士・司法書士による専門相談、成年後見制度に関する相談・後見人等の申立て支援を実施しています。
地域包括支援センター運営事業 【再掲】	地域ケア推進課	第1号介護予防支援事業（総合事業）及び包括的支援事業（総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）を実施しています。 窓口または相談対応をする職員に対して、連絡会、研修等を通じて自殺対策につながる情報提供等を適宜行っています。

事業名	担当課	事業内容
障害福祉サービス等の提供	障害者支援課	障害のある人や難病の人が地域で安心して暮らすことができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスを提供しています。 利用にあたっては、職員等が利用者の心身の状況をはじめ、家庭生活や経済状況等を伺い適切なサービスに繋がるよう相談支援を行っています。
介護サービス利用相談	介護保険課	介護保険制度の導入にあわせて設置された窓口で、サービス利用を中心とした相談や苦情に対応しています。 同窓口は、①利用者の権利擁護、②介護サービスの質の維持・向上、③介護サービスの適正な確保を役割としています。相談内容によっては、他の機関を紹介する場合もあります。
子ども家庭支援センターの専門相談	養育支援課	区内8か所にある子ども家庭支援センターにおいて、こどもの発育やことばの悩み、親子関係について等、専門家による相談を定期的に実施しています。 隔月もしくは月に1度発達相談を実施し、保護者の気持ちを受け止め、発達に対する理解を深めることで、自殺リスクの軽減を図っています。
心身障害者福祉手当支給事業	障害者支援課	身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、難病等で対象となる人に対し、手当を支給しています。 手当の申請受付と合わせ、健康状態や経済面など、困難な状況がある方には相談窓口や支援先の紹介などを行っています。
障害を理由とする差別の相談	障害者施策課	障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の相談を実施しています。
障害者就労・生活支援センター運営事業	障害者支援課	地域における障害者の自立生活を支援するため、就労支援、就労に関する生活支援、在宅福祉サービスの利用支援等を行う就労・生活支援センターを運営しています。 就労に関する相談を受ける中で、健康状態や経済面など、困難な状況がある方には関連する相談窓口や支援先の紹介などを行っています。

事業名	担当課	事業内容
障害者虐待防止事業	障害者支援課	障害者虐待防止センターを設置し、虐待を受けている障害者の保護及び養護者への支援、虐待防止のための啓発を行っています。 虐待（疑い）事案に関わる当事者、養護者に対し、虐待に至る過程、背景まで確認することで、生活全般における諸問題も併せて解決できるよう関係機関と連携して支援を行っています。
地域福祉コーディネーター	江東区社会福祉協議会 地域福祉推進課	どこに相談したらいいかわからないとき、世代を問わない地域の身近な相談窓口となり、必要な支援につなげます。
医療相談窓口事業	生活衛生課	患者・家族と医療機関との信頼関係構築を支援するため、専門相談員を配置し、診療所等に関する相談に対応しています。医療に関する様々な相談に応じることで、必要な方には他の相談窓口や支援先の紹介などを行います。
公害に関する苦情・相談	環境保全課	苦情の申立てに対しては、現地調査をし、東京都環境確保条例またはその他公害関係法令の基準を守るよう発生源に対する指導等を行い、解決と再発防止に努めています。 職員のゲートキーパー研修受講を推進し、自殺防止への認識の涵養を図ります。 苦情対応においては、苦情対象の事象のみでなく、相談者の日常生活の悩みにも気を配り、必要に応じて相談窓口や支援先の紹介に努めます。
区営住宅維持管理事業	住宅課	区営住宅の維持管理を行っています。 家賃の滞納が発生した際などは、日常生活の状況にも気を配り、必要に応じて相談窓口や支援先へとつなぎます。

(2) 各種メディア媒体を活用した啓発

- 各種メディアを活用し、自殺に関する相談窓口の周知をはじめとする情報提供と啓発を推進します。
- 区では、ポスターやリーフレット、カレンダーを作成し、区役所窓口や区内中小企業への配布、区報への記事掲載等自殺対策の啓発活動を推進します。
- 今後も、自殺対策強化月間（3月）、自殺予防週間（9月）などでの広報やリーフレット配布先の拡大、イベントでの周知等に取り組んでいきます。

■区の主な関連事業

事業名	担当課	事業内容
自殺予防に関する周知・啓発事業	保健予防課	自殺予防対策啓発ポスターや、「こころといのちの相談・支援に関する窓口一覧」の冊子を作成・配布し、自殺防止に向けた情報提供・啓発を行っています。 自殺対策強化月間（3月）、自殺予防週間（9月）には、区報に東京都の事業などを掲載しています。 今後は特集を組む等、啓発方法を検討します。
メンタルヘルス対策カレンダー配付事業	保健予防課	産業医の設置義務のない従業員50名未満の中小企業向けのメンタルヘルス対策として、こころの健康カレンダーを作成し、区内各事業に送付しています。
母子健康手帳交付事業 【再掲】	保健予防課	母子健康手帳及び母と子の保健バッグの交付を行い、各種健康管理についての情報提供や相談窓口の周知を行っています。
男女共同参画啓発事業（広報紙「PalCato」の発行） 【再掲】	人権推進課	男女平等の社会的コンセンサスを形成するための普及啓発として発行している広報紙「PalCato（パルカート）」に相談窓口の案内等を掲載し、情報の周知および啓発を図ります。

(3) 区民向け講演会・イベント等の開催

- 区民向け講演会・イベント等の開催を通じて、不安や悩み、困難を抱えている人への相談窓口の周知をはじめとする情報提供と啓発を推進します。

■区の主な関連事業

事業名	担当課	事業内容
精神保健相談事業 【再掲】	保健相談所	精神保健に関する講演会を実施しています。 講演会においては参加者に各種相談の窓口案内を配布し、周知・啓発の機会としています。
青少年相談事業 (こうとうゆうすてっぷ)	青少年課	ひきこもりや不登校、仕事、人間関係など、概ね15歳から40歳未満の方の幅広い悩みに対する総合相談の実施及び居場所の提供を行います。 当事者の方及びその家族や支援者を対象に、年3回、講演会を実施しています。
高次脳機能障害者支援促進事業	障害者支援課	高次脳機能障害に係る相談及び関係機関との地域ネットワークの構築に向けた支援機関連絡会や交流会、リハビリ、講演会などを実施し、本人や家族が必要とする支援先に繋いでいます。
難病対策事業 【再掲】	保健相談所	難病患者、家族が安心して地域療養生活が送れるよう療養相談、訪問リハビリ、講演会を実施しています。 講演会においては参加者に各種相談の窓口案内を配布し、周知・啓発の機会としています。
成人保健事業	保健相談所	がんや生活習慣病に関する講演会を実施しています。 講演会においては参加者に各種相談の窓口案内を配布し、周知・啓発の機会としています。
男女共同参画学習事業(学習講座・講演会の実施) 【再掲】	人権推進課	男女共同参画意識の向上や自立に向けた支援、DV防止、セクシュアリティについての理解促進などの講座を開催しています。

(4) 学校・地域と連携した情報発信

- 学校・地域と連携し、相談窓口の周知をはじめ、自殺の防止や啓発に関する情報発信を推進します。

■区の主な関連事業

事業名	担当課	事業内容
ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業	男女共同参画推進センター	仕事と家庭の両立支援や男女がともに働きやすい職場づくりなど、ワーク・ライフ・バランスの啓発を推進しています。
健康増進事業	健康推進課	江東区健康増進計画・江東区がん対策推進計画・江東区食育推進計画に基づき、区民の健康増進に寄与する取組みを推進し、その進捗状況を確認しています。
P T A 研修事業	地域教育課	P T A 役員・委員のスキルアップやP T A 間の交流を深めるため、基礎研修会や広報紙研修会などの研修事業を実施し、P T A の活動の充実をめざしています。
図書館管理運営事業	江東図書館	多様な生き方・考え方や心の豊かさの醸成にアプローチできるよう、幅広いジャンルの資料を収集・提供していきます。

基本施策5 生きることへの支援

(1) 生きがいづくり・見守り

- 各種の生きがいづくり・見守りに関する取り組みを通じて、生きることの促進要因を増やす取り組みを推進します。

■区の主な関連事業

事業名	担当課	事業内容
高齢者地域見守り支援事業	長寿応援課	一人暮らし高齢者等の社会的孤立や孤独死を防ぐため、地域主体による高齢者の見守り体制の構築を支援しています。
老人クラブ支援事業	長寿応援課	老人クラブ及び老人クラブ連合会の運営費助成や友愛実践活動への助成及び各種老人クラブ会員向けの事業を実施しています。
シニア世代地域活動あと押し事業	長寿応援課	生きがいづくりに対する意識の高揚を図るとともに、健康で生きがいを持った生活を送るため、シニア世代に対する社会参加や社会貢献活動に参加するための支援を行います。

事業名	担当課	事業内容
被災者支援事業	江東区社会福祉協 議会 江東ボランティア センター	区内に避難している被災者に対し、交流サロンや戸別訪問等を実施しています。 サロンについては、週1回、東雲住宅集会室において孤立化防止と情報提供を目的にサロンを設置しており、各種相談に応じています。また、月1回、子育て世帯を対象とした親子サロンを設置しています。 戸別訪問については、生活相談、情報提供、見守り（孤立感の緩和）、生活状況の確認のため、社会福祉士、臨床心理士、ボランティアと共に戸別訪問を実施しています。
	危機管理課 保健予防課 保健相談所	区内に避難している被災者に対し、健康相談や戸別訪問等を実施しています。 健康相談については、避難生活の中で気分の落ち込みなどのうつ傾向のある方やひきこもり、アルコール依存傾向など、こころの問題を抱える方を対象に、月1回、定期的に精神科医による「こころの相談」を東雲住宅に出張し実施しています。 戸別訪問については、毎月1回、保健師による健康相談及び必要な支援のコーディネートを行うため実施し、必要に応じてこころの健康相談の利用をすすめ、継続支援を行っています。 また、上記支援に資するために関係職員研修会及びスタッフカンファレンスを開催しています。
ふれあいサービス （家事・介護支援 事業）	江東区社会福祉協 議会	区民一人一人が、住み慣れた我が家で安心して暮らせるよう、地域の方々の協力を得て家事・介護のお手伝いを行う、有償のボランティア活動を実施しています。
精神障害者退院後 支援事業	保健相談所	平成30年3月厚労省より発出されたガイドラインに基づき、令和2年4月より新規事業として支援体制を構築。自傷他害の恐れがある措置入院者に対し、ガイドラインに基づいて退院後支援計画を作成し支援を行います。定期的に専門家を交えた事例検討会を開催し、計画の策定・評価を行っています。

(2) 多様な交流と居場所づくり

- 各種の生きがいづくり・見守りに関する取り組みを通じて、生きることの促進要因を増やす取り組みを推進します。

■区の主な関連事業

事業名	担当課	事業内容
青少年交流プラザ 管理運営事業	青少年課	青少年交流プラザの管理、情報提供及び青少年の居場所づくりを行っています。 保育園や児童館、高齢者施設との交流を実施し、学校とは異なるコミュニティで自分の役割や有用性を見出し、自己有用感の醸成等に寄与しています。 保育園での読み聞かせ講座、ハロウィンイベントと青少年交流プラザまつりで高齢者施設や児童館と交流を図っています。 また、小中高生に居場所を提供するとともに、職員に悩み事を相談できる関係性を構築するため、ロビーワーク活動を実施しています。
青少年相談事業 (こうとうゆうすてっぷ) 【再掲】	青少年課	ひきこもりや不登校、仕事、人間関係など、概ね15歳から40歳未満の方の幅広い悩みに対する総合相談の実施及び居場所の提供を行います。 青少年交流プラザ内の居場所ルーム等で、ほっと一息つける居場所づくりや、社会参加のサポートを行います。 また、情報提供や連携強化のため、関係機関との関係者会議を実施しています。
児童・高齢者総合 施設管理運営事業	長寿応援課	児童・高齢者総合施設（グランチャ東雲）の管理運営及び高齢者の健康維持等に資する講習会や、こどもとの交流機会を提供するイベント等を開催しています。

(3) 自殺未遂者・遺された人への支援

- 自殺未遂者への支援と遺された人への支援を通じて、生きることの促進要因を増やす取り組みを推進します。
- 医療機関等と自殺未遂者に対する情報を共有し、支援につなげる体制作りを目指します。

■区の主な関連事業

事業名	担当課	事業内容
自殺未遂者対策の充実	保健予防課	医療機関等と自殺未遂者に対する情報を共有し、支援につなげる体制づくりを目指します。
自殺未遂者支援	保健予防課 保健相談所	令和3年11月より墨東病院の神経科医師の介入のもと、二次医療圏である墨田区・江戸川区共通のシステムを構築。自殺未遂により墨東病院へ救急搬送された方に対し、区での支援に同意した方の引継ぎを受け、必要な支援を行っています。
遺された方への情報提供と支援の充実	保健予防課	遺された方に対して各種相談窓口や支援に関する情報を区ホームページを活用して提供するとともに、保健師等が面接等を通じて適切な支援を実施していきます。
ゲートキーパー養成研修事業 【再掲】	保健予防課	区役所職員や医療機関等職員に対するゲートキーパー研修で、自殺未遂者への対応や残された方への支援をテーマとすることを検討していきます。

事業名	担当課	事業内容
被災者支援事業 【再掲】	江東区社会福祉協 議会 江東ボランティア センター	区内に避難している被災者に対し、交流サロンや戸別訪問等を実施しています。 サロンについては、週1回、東雲住宅集会室において孤立化防止と情報提供を目的にサロンを設置しており、各種相談に応じています。また、月1回、子育て世帯を対象とした親子サロンを設置しています。 戸別訪問については、生活相談、情報提供、見守り（孤立感の緩和）、生活状況の確認のため、社会福祉士、臨床心理士、ボランティアと共に戸別訪問を実施しています。
	危機管理課 保健予防課 保健相談所	区内に避難している被災者に対し、健康相談や戸別訪問等を実施しています。 健康相談については、避難生活の中で気分の落ち込みなどのうつ傾向のある方やひきこもり、アルコール依存傾向など、こころの問題を抱える方を対象に、月1回、定期的に精神科医による「こころの相談」を東雲住宅に出張し実施しています。 戸別訪問については、毎月1回、保健師による健康相談及び必要な支援のコーディネートを行うため実施し、必要に応じてこころの健康相談の利用をすすめ、継続支援を行っています。 また、上記支援に資するために関係職員研修会及びスタッフカンファレンスを開催しています。

第5章 計画の推進に向けて

第1節 推進体制

「自殺対策庁内連携会議」の設置

副区長を会長として、関係部長等を構成員とする組織を設置。庁内各部署の連携を図り、全庁的な自殺対策の推進に向けた調整を行うとともに、計画の進捗状況の確認を行います。

「自殺対策ネットワーク会議」の設置

区職員と関係機関代表からなる組織を設置。区役所と関係機関が自殺対策の情報の共有を図るとともに、有機的な連携のあり方についても検討します。

第2節 進行管理

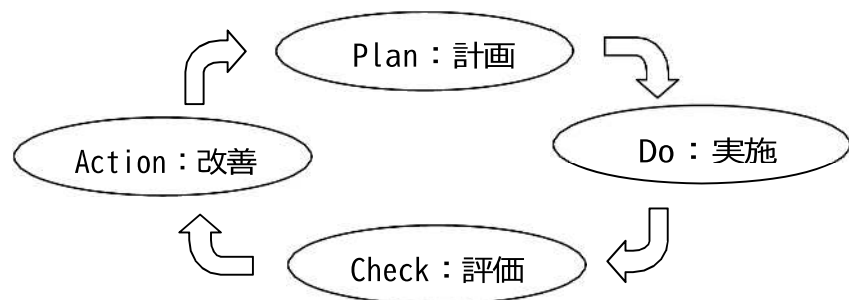
本計画はPDCAサイクルに基づいた進行管理を行っていきます。

P（Plan：計画）

D（Do：実施）

C（Check：評価）

A（Action：改善）



資料編

○江東区自殺対策ネットワーク会議設置要綱

令和3年3月1日

2江健保第2363号

(設置)

第1条 江東区自殺対策計画（以下「計画」という。）に基づき、区と関係機関等が協同及び連携して自殺対策を総合的に推進するため、江東区自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺の現状把握に関すること。
- (2) 計画に掲げる取組状況に関すること。
- (3) 関係機関等との協同及び連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ネットワーク会議において必要と認める事項

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、保健所長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員25名以内の者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員長は、必要に応じてネットワーク会議を招集し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

4 ネットワーク会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、健康部保健予防課において処理する。

(守秘義務)

第7条 委員及びネットワーク会議に出席した者は、ネットワーク会議の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3条関係）

医療関係者、弁護士、警察関係者、江東区立小学校長会会長、江東区立中学校長会会長、民生委員、児童委員、一般社団法人東京都江東産業連盟の代表者、江東区社会福祉協議会の代表者、経済課長、青少年課長、地域ケア推進課長、障害者支援課長、保護第一課長、城東保健相談所長、深川保健相談所長、深川南部保健相談所長、城東南部保健相談所長、こども家庭支援課長、指導室長

○江東区自殺対策庁内連携会議設置要綱

令和3年3月1日

2江健保第2364号

(設置)

第1条 江東区自殺対策計画の総合的な実施について協議するため、江東区自殺対策庁内連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 庁内関係部署の情報共有及び連携に関すること。
- (2) 全庁的な自殺対策の推進に向けた調整に関すること。
- (3) 江東区自殺対策計画の進捗状況の確認に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自殺対策の総合的な推進に必要な事項

(組織)

第3条 連携会議は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、健康部を担任する副区長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 委員長は、必要に応じて連携会議を招集し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

4 連携会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 連携会議の庶務は、健康部保健予防課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

別表(第3条関係)

総務部長、地域振興部長、福祉部長、障害福祉部長、生活支援部長、健康部長、こども未来部長、教育委員会事務局次長、保健予防課長、城東保健相談所長、深川保健相談所長、深川南部保健相談所長、城東南部保健相談所長